

2024年度（令和6年度）

事業計画および予算について

1. 事業計画の基本

- 1 一般財団法人として、運営・事業の充実を図ります。また、一般法人移行の条件である公益目的支出計画を遂行し、非営利型一般法人になるための条件を確立します。
- 2 事業運営の効率化に努め、医療給付事業を中心とする福利厚生事業を重点化し、諸経費の節減に努力します。
- 3 資産の安全運用を第一とし、その上に事業の安全性を確保することに努めます。
- 4 社会情勢に適応した互助制度に向けた、制度内容等の検討を進めます。

2. 事業計画

(1) 公益目的支出計画として実施する教育文化の向上等に関する公益事業

- ① 公立小・中学校、県立高等学校、特別支援学校等の児童・生徒及び保護者を対象としたスクールコンサート、一般県民を対象としたコンサートを支援し、開催経費を助成します。
- ② 公立小・中学校へき地校（2級地以上）並びに県立特別支援学校の分校等の児童生徒に対する図書贈呈を行います。
- ③ 教育研究活動を主催する団体に対して助成を行います。

(2) 福祉事業

- ① 施設利用助成事業
退職会員とその配偶者を対象として、健康増進を図るため、次の施設等宿泊利用者に対して助成を行います。次の施設において、1,300円の施設利用補助を行います。
 - ・ 公立学校共済組合保養所 飯坂温泉「あづま荘」
 - ・ 全教互指定 飯坂温泉「福住旅館」
- ② 全国教職員互助団体協議会（全教互）主催の「社会保障制度の充実（年金制度・医療制度・介護保険制度）を求める陳情行動」を行います。その一環として各支部で会員による署名活動を展開します。
- ③ 本会の各支部の事業活動費として運営助成を行います。一般財団法人移行に伴って、本部と支部の事業を一体化し、「非営利型一般法人」としての条件を整えていきます。

(3) 福利厚生事業

- ① 医療費給付事業
退職会員及び登録されている配偶者に対し、法定保険法に定める医療費の総額から医療保険各法に定める療養の給付及び公費負担医療並びに他の機関等からの補助、若しくは割引の額等控除した額に一医療機関（一般医療費給付対象者に対しては、総合病院の場合は、各診療科ごと）につき、下記の基準での給付します。
 - 1) 70歳未満の退職会員については、月額2,500円の基礎控除した額の65%（100円未満切捨て）を給付します。

- 2) 70歳以上75歳未満の退職会員については、月額3,000円の基礎控除した額の55%（100円未満切捨て）を給付します。ただし、年間給付の上限を30,000円とし、年1回の給付とします。
- 3) 75歳以上の退職会員については、窓口負担2割・3割の会員については、月額5,000円の基礎控除した額の50%（100円未満切捨て）を給付します。窓口負担1割の会員については、月額2,500円の基礎控除した額の65%（100円未満切捨て）を給付します。ただし、年間給付の上限を24,000円とし、年1回の給付とします。
- 4) 全退職会員の医療費給付において、1医療機関の診療費・薬剤費の両方または一方が28,800円を超えた場合は、別途に28,800円を上限に年6回（年間上限額172,800円）給付します。（申請については、各偶数月の10日、10日が土・日・祝日の場合は次の業務日を締切とし、翌奇数月の月末に給付します。）ただし、年間6回を超えた場合は、28,800円を上限とし、それを超える場合は、1)・2)・3)の給付対象とします。
- 5) 年間とは、1月から12月とします。ただし、2024年度においては、4月から12月を1年とみなします。
- 6) 医療費の確定申告を行う会員については、個別に対応します。
- 7) 医療費給付の制度の見直しについての減少及び、今後の制度の持続性、会員の医療費負担の公平性等を考慮した制度の見直しを引き続き進めます。

② 死亡弔慰金給付事業

会員及び配偶者の死亡に対し、規定に基づき死亡弔慰金を給付します。

③ 退会金給付事業

本会を退会される現職会員に対し、規定に基づき退会金を給付します。

退職時には、全員が退職会員に移行することを前提に、退職会員への切り替え手続きを行うように働きかけます。また、退会金給付事業の改正についても検討を進めます。

(4) 福祉積立年金制度を活用した事業を継続します。

(5) 会員資格について

- ① 公立学校共済組合福島支部に加入する組合員である教職員および、それに準ずる者として理事会が承認した福島県の教育関係職員とします。
- ② ただし、任期付き教職員及び臨時的任用教職員については加入の対象外とします。また、公立学校共済組合福島支部に加入する組合員である教職員のうち、福島県教職員互助会の会員でない者については、加入の対象外とします。
- ③ 現職会員が退職会員に移行する際、届出により、共済組合員でない配偶者を登録することができます。その場合、規定に基づき当該配偶者にかかわる終身掛金として、当該会員掛け金と同額の掛金の一括納入を求めます。

3. 収支予算

2024年度 退職教職員互助事業会計収支予算

(2024年4月1日～2025年3月31日)

【事業活動収入】

(単位：千円)

科 目		予算額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
基本財産運用益	基本財産受取利息	6	6	0
会員掛金収入	現職会員掛金等	226,100	275,080	-48,980
特定資産運用益	特定資産受取利息	96,330	117,373	-21,043
雑 収 入	受取利息	10	10	0
事業活動収入合計		322,446	392,469	-70,023

【事業活動支出】

(単位：千円)

科 目		予算額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
事業費		340,495	567,466	-226,971
	公益事業費	4,830	4,830	0
	福祉事業費	11,233	13,498	-2,265
	福利厚生事業費	311,750	536,050	-224,300
	事業管理費	12,682	13,088	-406
管理費		77,287	74,932	2,355
	会議費・広報宣伝費	3,585	3,729	-144
	人件費	58,498	55,418	3,080
	事務費	15,204	15,785	-581
事業活動支出合計		417,782	642,398	-224,616
事業活動収支差額		-95,336	-249,929	154,593

【投資活動収支】

(単位：千円)

科 目		予算額	前年度 予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
投資活動収入		5,000	0	5,000
	退職給与引当資産取崩収入	0	0	0
	定期預金取崩収入	0	0	0
	投資有価証券売却収入	0	0	0
	記念事業積立金取崩収入	5,000	0	5,000
投資活動支出		4,677	16,030	-11,353
	退職給与引当資産取得支出	4,677	2,578	2,099
	ソフトウェア取得支出	0	13,452	-13,452
投資活動収支差額		323	-16,030	16,353

【繰越収支差額】

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
予備費支出	0	0	0
当期収支差額	-95,013	-265,959	170,946
前期繰越収支差額	743,068	312,586	430,482
前期繰越調整収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	648,055	46,627	601,428